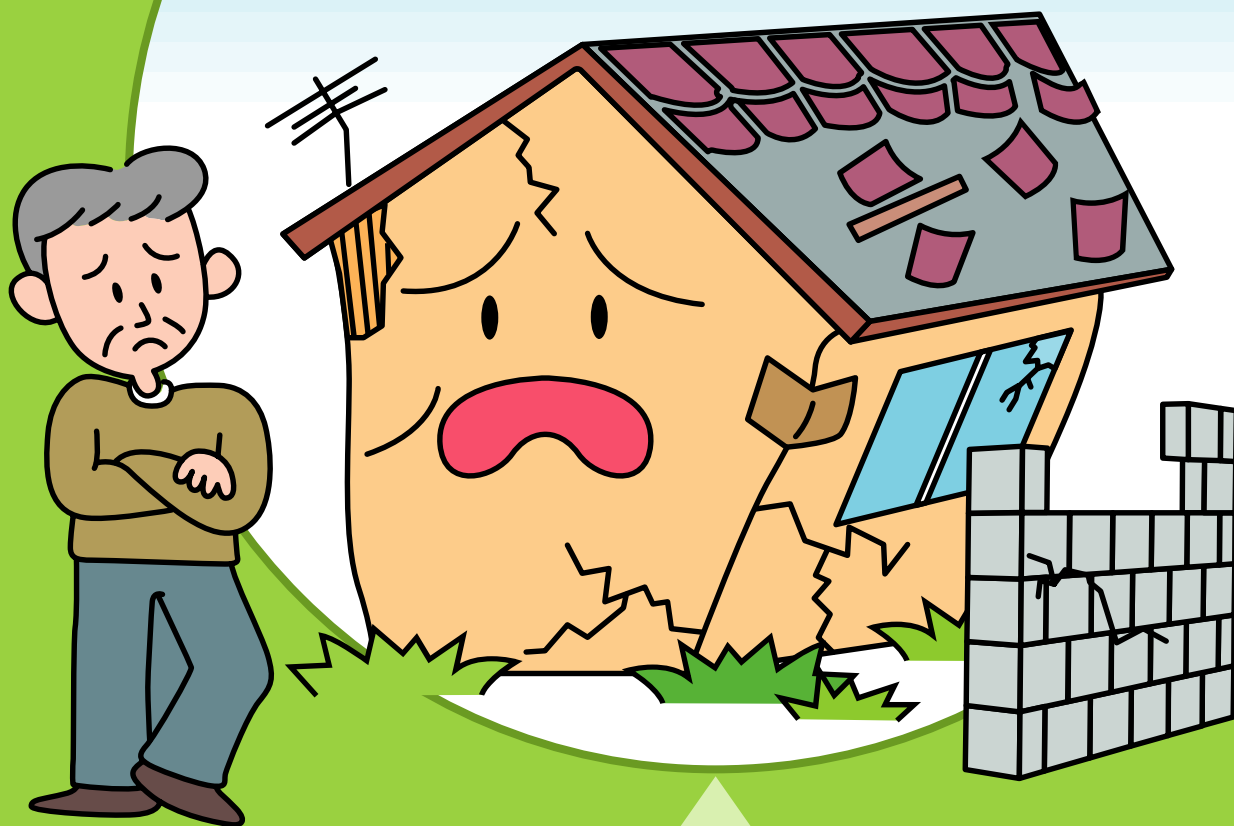


あなたの

建築物は大丈夫?

**維持管理を怠ると
災害・事故の引き金に!**



建築物は、日頃から適切に維持管理していないと、瓦などの飛散による事故や火災等の災害を引きおこします。

建築物の所有者等が管理責任を果たしていなかった場合には、台風や地震などにより発生した事故であっても、他人に損害を与えたときは、賠償を求められることもあります。

適切に維持管理を行いましょう!

建築物の点検

チェックポイント
1

瓦などは大丈夫?

瓦などの屋根材や樋が落下したり、台風などにより飛散するおそれはないですか?



チェックポイント
2

外壁などは大丈夫?

外壁材、看板、エアコン、アンテナなどが、道路や隣家などに落下したり、飛散するおそれはないですか?



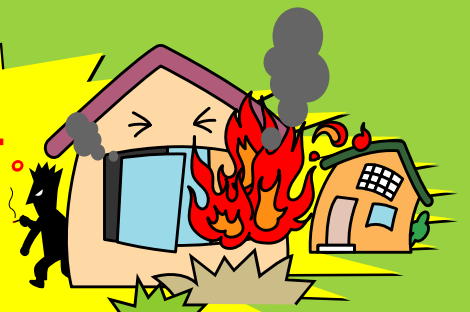
チェックポイント
3

塀・擁壁は 大丈夫?

周囲の塀・擁壁にひび割れなどはないですか?



**歩行者などに危害を及ぼす危険性があります。
また、台風、地震などにより倒壊して
重大な災害を発生させるおそれがあります。**



事故が起きる前に! 早めの対策を!



- ★建築の専門家に相談して、補修しましょう。
- ★老朽の著しい建築物については、建築の専門家や解体業者に相談し、除却を検討しましょう。

●お問い合わせ先

北九州市建築都市局 指導部 建築指導課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 TEL.093-582-2531